

## 仮設資材賃貸借契約書

賃貸人 株式会社オネストワン（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、本日、次のとおりの賃貸借契約を締結する。

（基本合意）

**第1条** 甲は、甲が所有する仮設資材を、次条以下の条件で乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

（期間）

**第2条** 賃貸借期間は契約日から12か月とする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から異議がないかぎり、更に12か月延長されるものとし、以後の更新も同様とする。

（レンタル料）

**第3条** 賃貸料は別表記載のとおりとし、乙はこの賃貸料に消費税額を付加した金額（総称して以下「賃貸料等」という。）を支払うものとする。ただし、月額の場合1か月未満の端数が生じたときは、日割りにより計算するものとする。

（支払方法）

**第4条** 賃貸料等の支払は、毎月末日締、翌月15日に甲が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

（仮設資材の引渡し・返却手続き）

**第5条** 仮設資材は、甲の保管場所、又は乙の指定する納品場所において、甲から乙へ引き渡すものとする。

(2) 仮設資材の引渡し、及び返却に要する運送費などの費用は乙の負担とする。

(3) 仮設資材の引渡し、及び返却は甲乙立ち合いの下、仮設資材の種類、数量、品質等の検品・検収を行うものとする。

(4) 乙は、仮設資材の引渡しを受けた後、直ちに種類、数量、品質等が乙の申込と一致しているか否かを検査し、数量不足等の不一致があったときは、甲に対して通知するものとする。引渡日から10日営業日を経過しても乙からの申出がない場合は、納品書記載の種類、数量の仮設資材が正常な品質で乙に引き渡されたものとみなすことができる。

(5) 甲は、仮設資材の返却を受けた後、直ちに種類、数量、品質等に不足がないかを検査し、その結果を乙に受領証を交付して通知するものとする。ただし、乙が甲の検品に立ち会わなかった場合、甲の検品した結果に対しては、一切異議を申し立てないものとする。

（仮設資材の使用・保全）

**第6条** 乙は、仮設資材を契約時に申請した現場でのみ使用するものとし、善良な管理者の注意をもって保管・維持し、仮設資材の保全のために次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 賃貸借期間中、仮設資材の盗難を防止するため、囲いを設置するなどの方法を講じるものとする。

(修理費の負担)

**第7条** 賃貸借期間中に仮設資材に汚損・破損が生じたときは、乙は、甲が定める修理代金全額を負担するものとする。

(仮設資材の滅失等と損害)

**第8条** 仮設資材の盗難、滅失等により乙がその占有を失ったとき、又は仮設資材が損傷して修理不能となったときは、乙は直ちに別表記載の滅失料を甲に支払うものとする。地震、台風等、乙の責任に帰さない原因といえども、賃貸借期間中の損害は全て乙の負担とする。

(禁止事項)

**第9条** 乙が次の事項を行うときは、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 仮設資材の使用現場及び保管場所を変更すること。
  - (2) 仮設資材の改造等、仮設資材の現状に変更を来すような加工をすること。
  - (3) 契約上の権利を他に譲渡したり、仮設資材を転貸したり、又は担保に入れたり、その他甲の所有権を侵害し、又はそのおそれのある一切の行為をなすこと。
- 2 乙が仮設資材に加工をし、仮設資材に付着したものは、全て甲の所有となるものとする。

(第三者に対する損害)

**第10条** 乙は、仮設資材の保管、又は使用に起因する一切の人的、物的損害について、自ら賠償の責めに任ずるものとする。

- 2 仮設資材の保管、又は使用に起因して甲の第三者に対する損害賠償義務が発生し、甲がこれを弁済したときは、これにより甲が支払った一切の金額を、乙は甲に対して直ちに支払わなければならない。

(通知)

**第11条** 乙は次の事項が発生したときは、直ちに書面で甲に通知しなければならない。

- (1) 仮設資材について盗難、詐取、滅失、故障、損害等が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者の変更その他事業内容に重要な変更があったとき。
- (3) 合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
- (4) 乙が振出した手形、小切手等の不渡処分、差押え、仮差押え、仮処分を受けたとき、又は破産、民事再生、会社更生、その他の債務整理や事業再生等の手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 乙が監督官庁から営業停止又は許可の取消処分を受けたり、又は自ら営業廃止、解散をしたとき。

- (6) 公租公課を滞納したとき。
- (7) 仮設資材の保管又は使用に起因して第三者に対して損害を与えたとき。

(契約解除)

**第12条** 乙が次の一に該当するときは、甲は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。また、乙が次の一に該当するときは、乙は当然に期限の利益を失い、乙は、甲に対し、直ちに一切の債務を支払う義務を負うものとする。

- (1) 賃貸借料等の支払を1回でも怠ったとき。
- (2) 第5条の善管注意義務に違反したとき。
- (3) 第8条の禁止行為に違反したとき。
- (4) 第10条第1号ないし第6号の通知義務に違反したとき。
- (5) 第10条第3号又は第4号に該当したとき。
- (6) 経営が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (7) その他信頼関係を損なう義務違反をしたとき。

(同時解除)

**第13条** 前条により本契約が解除されたときは、甲は甲乙間の一切の契約を同時に解除することができ、これにより発生する損害は全て乙が負担するものとする。

(契約終了の効果)

**第14条** 賃貸借期間満了、解除その他の事由により本契約が終了したときは、次の効果が発生する。

- (2) 乙は直ちに仮設資材を甲の指定する場所において現状のまま返還しなければならない。
- (3) 仮設資材の返還が遅れた場合、乙は返還完了まで賃貸借料相当の損害金を支払うほか、契約上の債務を引き続き負担するものとする。
- (3) 乙が仮設資材の返還に応じないため、甲が自らその引揚げを行った場合、乙はこれに要した費用の一切を支払わなければならない。

(遅延損害金)

**第15条** 乙が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したとき、又は甲が乙の為に費用の立替払いをしたときは、乙は甲に対して、その滞滞の日又は立替払いの日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

(立ち入り検査等)

**第16条** 甲は仮設資材の保全を確認するため、いつにても乙の保管場所で点検することができる。  
2 甲は乙の事業実績を知るため乙に対して財務諸表を含む営業報告書等の呈示を求めることができ、乙はこれに応じなければならない。

(連帯保証人)

**第17条** 連帯保証人は、乙と連帯して、乙の本契約上の一切の債務（以下「主債務」という）の

履行を極度額2,000万円の範囲内で保証するものとする。

- 2 連帯保証人は、本契約に先立ち、乙から、以下の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証する。
  - (1) 乙の債務状況及び収支の状況
  - (2) 乙が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - (3) 乙が主債務について甲に担保を提供するときはその事実及び担保提供の内容
- 3 乙は、甲に対し、前項各号の情報を連帯保証人に提供したこと、及び提供した情報の内容に誤りがなく正確であり、かつ不足がないことを表明及び保証する。

(元本確定事由)

- 第18条** 主債務の元本は、次の各号に掲げる事由が発生した時に確定する。ただし、第1号に掲げる事由については、強制執行又は担保権実行の手続が開始したときに限るものとする。
- (1) 甲が連帯保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権実行の申立てをし、手続の開始があったとき。
  - (2) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
  - (3) 乙又は連帯保証人が死亡したとき。

(反社会勢力の排除)

- 第19条** 乙及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有していること。
  - (5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 乙及び連帯保証人は、自ら又はそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  - 3 乙、連帯保証人又はそれぞれの役員が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前号各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表

明・確約に反する事実が判明したときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、本契約を解除することができるものとする。

4 前項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人又は当該役員に損害が生じたとしても、甲は一切の責任を負担しない。

(合意管轄)

**第23条** 本契約について紛争が生じた場合は、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(特約事項)

**第24条** 別表記載の特約事項は、本契約と一体となり、これを補充し又は修正するものであることを甲及び乙は承諾する。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所 沖縄県島尻郡与那原町字東浜 3-8  
株式会社 オネストワン  
代表取締役 亀里 多紋 ㊟

乙

住 所  
法人名・代表者氏名 ㊟  
電話番号

連帯保証人

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号